

事業報告書

1 通常総会

通常総会は、平成21年5月27日（水）東京都千代田区九段北4-2-25 アルカディア市ヶ谷（私学会館）7階「琴平の間」で開催され、下記の事項が承認されました。

- (1) 平成20年度事業報告書及び正味財産増減決算書（案）について
- (2) 平成21年度事業計画書及び正味財産増減予算書（案）について
- (3) 債務保証基金の活用による一般会計の健全化について（案）
- (4) 任期満了に伴う役員の変更（平成21年度・22年度）について
- (5) その他
 - ① 緊急保証制度のご利用の推進について
 - ② 改正省エネルギーの対応について

2 理事会及び臨時理事会

理事会及び臨時理事会は、下記の通り開催されました。

- 第1回 平成21年 4月23日
第2回 平成21年11月19日（臨時理事会）
第3回 平成22年 2月18日

3 委員会及び部会

各委員会、部会及びWGは、次のとおり開催されました。

1) 総務委員会及びWG(ワーキンググループ会議)

- 第1回 平成21年 4月23日
W G 平成21年 7月23日
第2回 平成21年 9月30日
W G 平成22年 2月 2日
第3回 平成22年 2月18日

2) 経営対策委員会及び部会

- 第1回 平成21年 4月23日
第2回 平成21年 6月22日
第3回 平成21年11月 6日（経済産業大臣杯全国チーム対抗戦決勝大会）
第4回 平成22年 1月28日

① 市場活性化部会

- 第1回 平成21年11月19日

② 預託金償還対策部会

- 第1回 平成22年 2月10日

③ エコ対策部会及びWG（ワーキンググループ会議）

第1回 平成21年 9月24日

W G 平成21年11月25日

W G 平成22年 2月12日

3) 税・労務委員会

第1回 平成21年 8月19日

総務省資産評価室・都道府県税課との意見交換会 平成21年 8月19日

4) 河川敷ゴルフ場委員会

第1回 平成21年 6月15・16日 関東・荒川水系

4 会員数

1) 平成21年4月1日現在における正会員、準会員及び賛助会員の数

(1) 正会員 136

(2) 準会員 0

(3) 賛助会員 14（うち、個人会員 2）

2) 平成21年度に入会された正会員、準会員及び賛助会員

(1) 正会員 2

(2) 準会員 0

(3) 賛助会員 0

3) 平成21年度に脱会された正会員、準会員及び賛助会員

(1) 正会員 14

(2) 準会員 0

(3) 賛助会員 2（うち、個人会員 0）

4) 平成22年3月31日現在における正会員、準会員及び賛助会員の数

(1) 正会員 124

(2) 準会員 0

(3) 賛助会員 12（うち、個人会員 2）

5 主たる事務所及び事務局の構成

1) 主たる事務所

東京都千代田区岩本町3-11-15 アーバンネット岩本町ビル 5階

2) 事務局の構成

(1) 理事 35名（うち常勤2名＝専務理事、理事・顧問）

(2) 組織 4部〔総務部、広報部、業務部、保証事業部（4課）〕

(3) 職員数 1名〔常勤1名（内女子職員1名）〕（22年度末現在）

—内訳—

総務部 部長 (0) 職員 1①
広報部 部長 (0)
業務部 部長 (0)
保証事業部 部長 (0)

【注】職員数内訳欄中()内数字は兼務、○囲い数字は女子職員で内数

6 主たる事業内容

1) 会員制適正化事業

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第13条の規定に基づき、通商産業大臣（現：経済産業大臣）より指定を受けた「会員制事業協会」として、次のような業務を実施しました。

(1) ゴルフ場事業に関する拠出金に係る債務の保証

- ① 平成21年度中に保証委託契約の申し込みを受けた案件はございません。
- ② 保証書の発行実績、保証債務残高等は、次のとおりです。

区 分 年 度	当該年度 末で保証 委託契約 を締結中 の企業数	当該年度中に発行した 保 証 書		当該年度末における 保証債務残高について	
		枚 数	左の保証金額	保証書 枚 数	保証債務残高
平成 5 年度	1	0	0	0	0
平成 6 年度	3	103	553,137,000	103	553,137,000
平成 7 年度	6	1,035	3,732,070,000	1,138	4,285,207,000
平成 8 年度	4	936	2,130,316,250	1,349	4,026,305,500
平成 9 年度	2	612	2,318,236,000	809	2,321,987,500
平成10年度	2	425	2,082,740,000	1,234	4,404,727,500
平成11年度	1	970	846,457,500	926	574,770,000
平成12年度	1	998	627,690,000	1,913	1,195,110,000
平成13年度	1	204	117,967,500	2,117	1,309,770,000
平成14年度	0	52	29,032,500	0	0
平成15年度	0	0	0	0	0
平成16年度	0	0	0	0	0
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	0	0	0
平成20年度	0	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0

(2) ゴルフ場・会員等からの相談の処理

当協会は、適正化法に基づく会員制事業協会の業務の一つとして「ゴルフ場の会員等からの相談の処理」に係る業務を行っていますが、平成21年度の実績は次のとおりです。

① 対象期間：平成21年4月1日から～平成22年3月31日

② 依頼人数・相談項目数、依頼人構成

i 平成21年度に相談を受けた依頼件数は59件でした。(前年度43件)

ii 依頼人構成においては、消費生活センターからの相談が30件(50.8%)、一般(個人・法人)からの相談は29件(49.2%)でした。

③ 相談内容の特徴

i 「財産権に関する事項」は44件、全体の74.6%で、そのうち預託金の返還に関するものは39件(66.1%)です。その他は15件(25.4%)となっております。預託金の返還に関する相談のほとんどが、預託金返還の請求ないしは約束どおり履行されないという不満であり、倒産(民事再生等)したゴルフ場の預託金の返還手続き(方法)についての相談などとなっております。

ii 年度別の相談件数等は、以下のとおりです。

年 度	依頼人数	相 談 項 目 数	
		預託金	一般
平成5年7月 ～平成9年3月	367	163	204
平成10年度	102	54	48
平成11年度	163	95	68
平成12年度	121	76	45
平成13年度	130	85	45
平成14年度	72	43	29
平成15年度	70	41	29
平成16年度	81	45	36
平成17年度	95	32	63
平成18年度	69	48	21
平成19年度	55	35	20
平成20年度	43	26	17
平成21年度	59	44	15
合 計	1,427	787	640

2) 会員増強策事業(総務委員会 委員長 手塚寛副理事長)

平成21年度の総会並びに経済産業大臣から承認された債務保証基金からの取崩(1億3,500万円余)が同年9月に履行されたことに伴い、NGKの喫緊の課題である「会員増強策について」ワーキンググループを設置しご検討を戴いてい

るところです。しかし、現在における社会・経済の不透明感や業界内に閉塞感が漂っていることもあり結論には達していません。結論を得、理事会等の承認が得られました暁には、会員各位にご協力をお願いすることとなりますのでよろしくお願いいたします。

3) 経営対策事業（経営対策委員会、委員長 小栗榮輝副理事長）

(1) 2009年経済産業大臣杯全国チーム対抗戦決勝大会の経過と結果

今年で9年目を迎え、決勝大会は昨年の福島から埼玉に場所を移し開催いたしました。後援の経済産業省からは関東経済産業局産業部長 増田 仁氏にゴルフ場事業振興のため出席を賜り、参加選手への激励とお祝いの詞を頂きました。2005年大会よりゴルフ市場活性化委員会（通称「GMAC」、NGKの他にJGA、JPGS、JGGA、JGRA並びに有識者で構成）の協賛となり、協力をいただいているところです。

第9回目の決勝大会は、平成21年11月6日（金）埼玉県の大宮国際カントリークラブ（社長；西山茂行氏 さいたま市西区宝来910 45H 昭和41年開場）にて、開催されました。

決勝大会出場状況は次の通りです。

地区	男子シニア	レディース	男子一般
北海道	0 (0)	1 (4)	2 (7)
関東・東北	1 2 (4 8)	1 2 (4 7)	1 2 (4 8)
中部	2 (8)	2 (7)	2 (7)
関西・中四国	2 (8)	2 (7)	2 (8)
九州	1 (4)	1 (4)	1 (4)
沖縄	1 (4)	1 (4)	1 (4)
合計	1 8 (7 2)	1 9 (7 3)	2 0 (7 8)

(注) チーム数、() 数字は出場者数



入賞団体は、次のとおりです。(敬称略)

順位	男子シニア	レディース	男子一般
優勝	足利代行 関東 214.6 近藤真義(練馬区) 加藤公成(さいたま市) 後上好造(足利市) 島田弘道(佐野市)	ニッソーD 関東 216.4 落合美詠子(柏市) 中村高子(流山市) 志賀花子(我孫子市) 中村弘子(柏市)	いわき 東北 212.8 藁谷克己(いわき市) 田中殉一郎(いわき市) 會田辰巳(いわき市) 櫛田章雄(いわき市)
準優勝	霞丘カントリークラブ B 関東 216.0 田村義夫(松戸市) 山内正一郎(稲敷郡) 森田孝之(竜ヶ崎市) 浅沼 博(国分寺市)	足利レディース 関東 219.6 柏瀬利子(足利市) 鳥谷部典子(足利市) 松村トク子(足利市) 宮岡久枝(足利市)	霞丘カントリークラブ 関東 215.2 糸賀幸一(稲敷郡) 絹張安雄(稲敷郡) 関口 実(柏市) 荒井浩司(船橋市)
第3位	楽打倶楽部 関西 217.2 木村建三 長尾好秀 西垣 勝 岡本三郎	チームエム 関東 220.4 橋添千恵子 丸山君江 手塚美佐子	沖繩ロイヤルゴルフクラブ 沖繩 217.0 比嘉淳二 川満勝彦 平 清和 与那嶺裕二
第4位	小郡山浦 九州 218.4 友村栄一 橋本弘之 山浦英男 宮崎昭家	足利クレオパトラ 関東 221.0 松山珠実 鯉沼良美 松村清子 里見澄子	東我孫子カントリークラブ C 関東 218.4 藤村紀夫 大村雄一 高橋 輝 大島義明
第5位	青山台「ほろ酔い」 関西 219.4 吉田俊明 竹山竹司 藤田正義 酒井 豪	足利クラブス 関東 221.6 原 和子 鈴木美和子 森田ふみ子 三牧シゲ代	チームGMG 関東 218.4 加藤久市 船橋達夫 石橋 明 関山 博

プレー条件は18ホールストロークプレーで、4人1組(一組内シングルハンディ1名まで)の団体戦(上位3名のネットスコアの合計)、競技方法は新ペリア方式・ダブルパーまでとし、算出ハンディキャップは40までとする。同ネットの場合は4人目のネットスコアの少ないチームを上位とする。更に同位の場合は4名の合計年齢が多いチームを上位とする。但し、チームが3名の場合は、4名のチームを上位とする、で競いました。

種目的には、男子シニア(昭和24年12月31日以前に生まれた者)、レディース、男子一般の3種目。今年は男子シニア及びレディースの選手の方々に歩数計を付けていただき、データ収集を行いゴルフは健康に、メタボ対策に有効であることをアピールしました。

競技後は、大宮国際カントリークラブにおいて松本謙三支配人の司会のもと、表彰式・閉会式が開催されました。島津禮次理事長の主催者挨拶並びに開催ゴルフ場の方々への謝辞で始まり、来賓の関東経済産業局増田仁産業部長より第9回大会に対する祝辞をいただきました。続いて、開催クラブの代表である西山茂行社長(大宮国際CC)より歓迎挨拶があり、小栗榮輝副理事長(中部支部理事長)の乾杯で懇親会に入りました。

その後、表彰式に移り、早川達也競技委員長（大宮国際CC競技委員長）の成績発表の後、杯、賞状並びに副賞の授与が行なわれ、優勝チームには来賓の増田仁産業部長より経済産業大臣杯、賞状並びに副賞、準優勝も同産業部長より経済産業省商務情報政策局長杯、賞状並びに副賞を、第三位は島津禮次理事長より社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長杯、賞状並びに副賞を、以下第四位、第五位は賞状を、またベストグロス賞は西山茂行社長より記念品をそれぞれ受賞者へ手渡されました。また、特別賞として手塚寛副理事長（関東・東北支部理事長）より男子シニア及びレディースの部で、当日一番歩いた方に記念品が授与されました。最後に伊東眞副理事長（関西支部理事長）より、選手はじめ出席者に謝辞が述べられ、「来年は11月5日（金）知多CC（愛知県）で会いましょう！」の閉会の辞で競技会は成功裏に終わりました。

※なお、各地区での本年（09年）及び前年（08年）の予選状況は次のとおりです。

地区	年	区分	シニア	レディース	一般男子	合計	地区	年	区分	シニア	レディース	一般男子	合計
北海道	08	人数	249	236	20	505	関西 中四国	08	人数	90	73	55	218
		組数	83	72	5	160			組数	24	19	14	57
	09	人数	83	78	12	173		09	人数	89	71	36	196
		組数	21	20	3	44			組数	23	18	9	50
東北	08	人数	55	66	87	208	九州	08	人数	168	261	223	652
		組数	14	17	22	53			組数	42	66	56	164
	09	人数	23	16	31	70		09	人数	108	182	94	384
		組数	6	4	8	18			組数	27	46	24	97
関東	08	人数	331	361	330	1,022	沖縄	08	人数	24	31	71	126
		組数	86	95	86	267			組数	6	8	19	33
	09	人数	400	313	364	1,077		09	人数	24	28	35	87
		組数	106	84	95	285			組数	6	7	9	22
中部	08	人数	98	71	80	249	合計	08	人数	1,015	1,099	866	2,980
		組数	25	18	20	63		09	人数	831	767	720	2,318
	09	人数	104	79	148	331	増減			△184	△332	△146	△662
		組数	27	20	37	84							

◇2010年経済産業大臣杯全国チーム対抗戦決勝大会（中部支部担当）

開催場所：知多カントリー倶楽部（愛知県）

開催期日：平成22年11月5日（金）

（2）部会活動

① 市場活性化部会（部会長 稲川由太郎理事）

ゴルフ市場並びにゴルフ場活性化のため、全国チーム対抗戦（経済産業大臣杯）の今後について、また、ジュニアゴルファー拡大・育成に対する取組みや健康・メタボ対策等について検討いたしました。

② 預託金償還対策部会（部会長 瀬戸裕(株)朝日コーポレーション管理部長）

預託金償還対策として、預託金制度の実態把握や具体的取組みの一つとして永久債制度の検討を行いました。なお、永久債については法律的・経理的見地から明らかにしておかなければならないことなどもあり、今後、研究等は弁護士を中心とした研究会を立ち上げることを提案し、理事会でも承認されました。

③ エコ対策部会（部会長 大石順一理事）

エネルギーコスト削減事業（E S C O事業）については、NGKの推奨事業として進めることが理事会で了承され、会員の皆様に既にご案内の通りです。また、「地球温暖化防止ポスター」の作成については、golferにエコ意識の向上を求める内容とし、会員増強策の一つとしてエコ事業への取り組みをPRすることといたします。また、浴場で使用されているビニール袋の代替品として、繰り返し使用できる「エコランドリーバッグ」の作製を検討しています。

（3）エネルギーコスト削減（E S C O）事業の提案

当協会は、ゴルフマネジメント1月号でも紹介のとおり、会員各社が初期投資の負担がない温室効果ガス削減へ向けた地球温暖化防止策を推奨することになりました。詳細はゴルフマネジメント1月号を見ていただきたいと思います。

昨年8月に誕生した民主党政権の鳩山首相は「温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%の削減をする」と表明、あらゆる政策を総動員して25%削減を実現させる。各業界に一層の理解と努力を求め、ゴルフ業界もその一翼を担うべきと理解しています。

大石順一部会長は、地球温暖化防止に貢献するゴルフ場機能の向上を目標に、

- ① 温室効果ガスを削減する設備面での施策
- ② golferの協力で削減する施策
- ③ 二つの施策で得られたCO₂排出権を国内クレジット制度で売却し、これらを行うことで協会活動の一層の充実を期したいとしている。

一般的に現在のゴルフ場は設備投資に回せる資金に乏しく、金融機関の融資やリースも組みにくい等々もあり、温室効果ガス削減の施策を行いたくても行えない状況にある。そこで、NGK加盟のゴルフ場であれば、初期投資の資金もリースに係る費用も大和エネルギー（大和ハウスの子会社）が全面的に面倒を見てくれることになったものです。会員各位のご利用を切にお願いする次第です。

（4）緊急保証制度への指定業種（ゴルフ場）

中小企業庁は、中小企業業者の金融支援策の一環として緊急保証制度を創設し、中小のゴルフ場（資本金5,000万円以下又は従業員が100人以下）が民間金融機関から融資を受けようとするに際しては、信用保証協会が100%保証するとするもので、保証協会の特別保証（別枠保証）の対象となり保証料率も0.8%以下に軽減されています。手続き等詳細については、個々の取引金融機関と相談をしてください。

4）税・労務対策事業（税・労務委員会、委員長 大石順一理事）

（1）総務省自治税務局資産評価室及び都道府県税課との意見交換会

8月19日（水）今年で5回目となる表記の件につき固定資産税及びゴルフ場利用税について総務省担当課との意見交換会を実施しました。業界からはNGKの税務委員、他にJPGS、JGRA、東西支配人会連合会が出席し、オブザーバーとして経済産業省サービス産業課も出席されました。

手塚寛NGK副理事長は、出席者に謝辞を述べられた後、ゴルフ場に係る税に関し、この意見交換会を通じて関係各方面の協力を得られることは業界として大変有り難い、との感謝の念が表せられた。また、「本日は、課題を沢山抱える業界の今後に示唆を与えるべく、自由で活発な意見交換会とさせていただきたい」と挨拶。

総務省の平純郎資産評価室長は、この4月から評価室長に就任し、この意見交換会は初めてだが業界の方々には、固定資産税・ゴルフ場利用税に関わらず地方税全般について理解・協力をいただき感謝申し上げます。この意見交換会は定期的にかかれ第6回ということで、税務局と特定の業界の方々とは意見交換を行うというのは非常に稀であろうと思う。折角の機会なので、自由な意見交換をしたいと考えている。

固定資産税について言えば、宅地以外の土地評価については難しい要素がある。特にゴルフ場は広大な面積があること、数としては各市町村に多く存在するわけではなく、また、ゴルフ場の中にはクラブハウスや駐車場等々の異なった状態がある。しかも、各ゴルフ場にはそれぞれ歴史があり、市町村で異なった所在状況や環境の中に置かれている。そのようなことを考え合わせると難しい評価とならざるを得ない。特に現場においては限られた人員、限られた時間の中でそのような難しい問題を抱えたものを評価しなければならず、大変かと思う。我々とのこういう形の意見交換会の設定は勿論、是非、市町村の現場とも業界の方々がそれぞれ考えられている課税の問題点等について、十分な意見の交換がなされれば有り難い。いうまでもないことだが、我々は高い評価をすることが目的ではなく、あくまでもゴルフ場としての適正な評価をどう行っているのかを日頃考えているし、心を砕いている。足りない点はこれからも改めていかなければならないが、そういう意味でも是非、協力、また理解をいただきたいと挨拶。

① 固定資産税に関するフリートーキング

総務省資産評価室 熊谷弘固定資産鑑定官より、説明資料「ゴルフ場用地の評価」に基づき次のような説明があった。

「ゴルフ場用地の評価」の方向については、昨年8月に固定資産評価基準の一部の改正を行い告示した。その内容について、ゴルフ場用地の範囲の決定に関しては、改正前の評価基準においては、その算定の方法は示されていたものの、ゴルフ場用地として評価すべき範囲は示されていなかったために、今回の改正はそれを明確にするためであった。

改正の概要は、

(改正前)「ゴルフ場等の用に供する土地」

(改正)「ゴルフ場等の用に供する一団の土地(当該一団の土地のうち当該ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分を除く。)」

であり、例えば、樹林地の現況がゴルフ場としての一体性を有していると認めがたいような場合については、現況に応じて別途の地目で評価して差し支えないとされているところである。「一団の土地」を評価単位とするという考え方については、不動産登記法と同様な考え方で、評価基準においても明記した。また、その一団性の判断については、基本的には市町村長が現況に基づき判断をすることになる。ゴルフ場用地の評価をするに当たっては手順がある。

手順の一は、ゴルフ場用地として評価すべき土地の候補を把握することである。具体的には、市町村長はゴルフ場事業者が所有や賃借している土地、或いは開発許可を受けている土地、その全体を対象として一旦捉る。これを、例えば、道路や川で分断され判然区別されるような一塊の土地、つまり、「一団の土地」ごとに区分する作業を行う。その結果、当該ゴルフ場事業者等の土地全体が一団の土地と認定される場合もあるし、複数のいくつかの団に分割される場合もある。いくつかの団に分割される場合は、この段階で、ある一団の土地全体が全て宅地と認定される場合、一般山林、或いはその他の地目と認定される場合もあり、そのような一団の土地についてはゴルフ場用地の候補から外れることになる。そして、現況によって、別の地目によって評価がなされる。

手順の二は、市町村長は宅地等の他の地目と認定されなかったゴルフ場用地の候補とされる一団の土地から、改正基準に追加された括弧書きの部分、「ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分を除く」というようになる。ここで地目認定の基本を言えば、「土地の地目の認定に当たっては当該土地の現況及び利用目的に重点をおいて、区分的に僅少の差異の存するときであっても土地全体としての状況を観察して認定する」というのが土地の評価の大前提である。従って、地目の認定に当たっては、土地全体としての状況如何に着眼して、一般の社会通念に照らして客観的に妥当と認められる地目を目指すこととされている。そして、「いたずらに地目を細分して認定するようなことは適当ではない」というのが原則である。また、一部のゴルフ場についてはゴルフ場を開設（新設）する場合、条例或いは開発指導要綱により環境保全等の見地から樹林地の保存が義務付けられていることがあるが、このような規制を受けた新設ゴルフ場にあつては、いわゆる「保存樹林地なくしてはそのゴルフ場は存立し得ない」ということになり、そうした保存樹林地はゴルフ場に含めて考えることが合理的と考えられる。ただ、土地の評価は現況地目によるということから、樹林地の現況がゴルフ場としての一体性を有しているとは認めがたい場合は、現況に応じて別の地目、例えば、一般山林として評価して差し支えないというような視点から考えられてきたところで、この手順の二で、ゴルフ場用地候補とされる一団の土地から除くこととされている。効用を果たす上で必要がないと認められる部分であるかどうか、言い換えると現況がゴルフ場としての一体性を有しているか否かについては、その現況から様々な判断要素があると思うが、そういったものを総合的に勘案して判断するということになる。その結果として、効用を果たす上で

必要がないと認められる土地については一団の土地から除かれることになり、現況に応じて別の地目認定がなされる。こういったものも取り除いた後に、最終的に残った土地がゴルフ場用地としての評価の対象になるという段取りである。

特に手順の二の判断に当たっては、基本的には市町村長が現況に基づいた判定、判断をするということになるので、現場での立会い、或いはそれぞれゴルフ場事業者の方々が持たれている当該土地の資料の提供といった協力が不可欠であるので、ご理解、ご協力をお願いしたい。

以下、主な意見。

- ・全国のゴルフ場の約50%が区分課税されているというが、詳細に検討すると50%の中には「評価手順の一」で終了してしまっている市町村が多いという実態がある。
- ・「ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分」について、判断基準が市町村によって違う。
- ・ゴルフ場用地の評価の大原則は取得価額方式とされている。また、30年、40年経ったゴルフ場は実勢価格に合わないとのことで、山林、又は宅地批准とされている。しかし、近年開設されたゴルフ場の取得価額方式の評価と比較して、山林批准の30年、40年経ったゴルフ場の評価が高いのはなぜか。
- ・課税する側がきちんとした根拠に基づきゴルフ場用地として課税すべきであるし、例えば、不服申請をするにしても、二つの市町村に跨っているゴルフ場もあり、非常にやりにくい。
- ・ゴルフ場の造成費について、丘陵コース（780円/m²）、林間コース（650円/m²）との違いがあるが、その判断は市町村。裁量の余地があるならば林間コースに統一できないか。

② ゴルフ場利用税に関するフリートークキング

総務省都道府県税課堀井巖税務管理官は、資料に基づき平成19年度のゴルフ場利用税の税収額は603億円、収入額のうち10分の7を市町村に交付をした。税収額の推移では、平成4年がピーク（103,485百万円）で以後は減少傾向となり、19年度決算においては603億円となった。利用人員においても平成4年がピークで102,325千人、平成19年は89,020千人であった。平成15年度からの非課税者数の推移では、特に70歳以上の利用が増えており、これが非課税者数の伸びの主な要因である。高齢化社会の中で健康増進という観点から利用が進んでいるものと認識しているところと説明した。

また、ゴルフ場関係者の方からのゴルフ場利用税に関する要望は十分承知をしているが、今日は、情報共有していただきたく、地方公共団体の方からどのような要望が出ているかを報告させていただきたい。全国市長会・全国町村会・全国市議会議員会・全国町村議会議員会からは、ゴルフ場利用税は大変貴重な財源であり、行政サービスと密接な関連を有しているので現行制度を維持してもらいたいという主旨の要望、意見をいただいている。このゴルフ場利用税のあり方については、ゴル

フ関係者からの要望と、地方公共団体関係からの要望を含め、幅広く議論する中で方向が決まっていくものと認識している。

以下、主な意見。

- ・スポーツに対する課税は世界に類をみない税金である。こういう指摘もありますので、なるべく早く全面撤廃という結論を出していただければと思っています。
- ・「環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。」ということですが、これはゴルフ場利用税と道路整備と関係があるのか。
- ・ゴルフ場利用税は、都道府県並びに市町村の一般財源となっています。一般財源ですので、このお金がこの橋の整備という形に特定しながら使っていくわけではありませんが、市町村の側に多いということであり、ゴルフ場が存在することによってその周辺整備の貴重財源となっている、という認識が広く一般的に浸透しているもので、それをベースにこのような要望書が出されている。
- ・65～69歳については2分の1軽減措置があるが、なぜゴルフ場が利用料金を20%の割引をしなければならないか。
- ・70歳以上は非課税となるが、20%オフの利用料金となる65～69歳に比較して、利用料金総額では逆に高くなる。
- ・国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の2分の1軽減があるが、競技名を詳細に特定したため、その後、追加された競技は課税対象となっている。
- ・地区連盟主催競技において、開催県によって課税、非課税というバラツキがある。
- ・18歳未満の非課税者について、高校同級生でも19歳の誕生日を迎えた時点で課税される不公平がある。
- ・県によって70歳以上の非課税者の申告に違いがあり、手続きが煩雑という。簡素化できないか。
- ・都道府県によって特別徴収交付金が出ない県があるなど、交付額にバラツキがある。徴収コストもかかっていると考えて欲しい。

締めくくりとして、経済産業省藤本康二サービス産業課長より、税の問題というのは社会の縮図だと思う。我々はゴルフ場、練習場を含めてできるだけ産業を振興したいという立場にあるが、今、税の取り扱いについていろいろ細かい部分を含めて聞かせていただくと、総務省、地方自治体などにもいろいろな考え方があり一律に行かない部分が多く、聞いていてもどかしい。それぞれの言い分には相応の合理性があるとも思える。

高坂正堯という文化人類学者がその著書「文明の滅びるとき」という本の中で、「ローマ帝国がいかにして滅びたかというのは、要するに税制や諸制度が複雑怪奇になり過ぎたため社会の負担のコストが重すぎ、社会として崩壊してしまった」と書いている。日本の社会がそのようにならないようにしなければならないと感じた。我々はいかに理性を持って、皆が納得感をもって、誰が聞いてもこれはしょうがない税金だ、皆で負担しようというような方法ができるるととても良いように思う。そ

れに向かう道のりがかなり大変だというのはよく分かるので、是非、こういう場を持たれ、少しずつでも物事が良い方向に動けばいいなと思うと挨拶した。

5) 河川敷適正化事業（河川敷ゴルフ場委員会、委員長 森秀雄理事）

平成21年6月15日（月）、16日（火）大宮国際カントリークラブ「会議室」において、手塚寛副理事長出席のもと開催され、森秀雄委員長は、この会議は年1回河川敷ゴルフ場が集まり情報交換等行う有意義なもの。ゴルフ市場活性化のためには目先の対策に拘らず、将来を見据えた若い人達に対するゴルフへの取り込みが大切。河川敷ゴルフ場はゴルフに馴染むには最適な場所。管理事務所も違うので同じスタンスとはいかないが、ゴルフ場業界発展のため、今後とも情報を交換して行きたいと挨拶。

来賓として手塚寛副理事長は、ゴルフ産業界の発展のため、NGKはアベレージゴルファーの拡大が最大の効果が得られるとして、経済産業大臣杯の開催をするなど、ゴルファー増加対策の活動をしている。他方、地球温暖化防止活動に積極的に取り組み、産業界としての貢献を図ることとしている。なお、この委員会は年1回の開催ながら、各水系の情報交換で得られた情報を基に、行政との折衝に役立てるなど、有意義な委員会と認識している。今年の委員会も是非そのような委員会になるよう願っている、と挨拶された。

歓迎挨拶として荒川水系(株)フェニックス亀井平治郎社長は、まず、河川敷ゴルフ場委員会の歴史的経緯を披露。また、出席者を代表して開催クラブへ謝意が述べられた。なお、この会は年々盛大になって交流の場が広がる有意義ものとなっている。さらに、明日のゴルフ場業界、河川敷ゴルフ場全体の発展に繋がるよう心から念じている、と結ばれた。

(1) 委員会からの報告

① 河川占用料の問題

○ 冠水被害による占用料減免申請について

i) 庄内川ゴルフ倶楽部 山崎金三郎副理事長

提出資料「庄内川ゴルフ倶楽部冠水報告書」の航空写真により、庄内川と矢田川に挟まれた庄内川ゴルフ倶楽部の位置関係が示された。続いて、両河川の1級河川化に伴う管理監督の変更（県から国）の説明がなされた。

水害状況については年に5～6回で、10年に1度は大水害となる。なお、最近では川床が高くなった影響か少しの雨でも冠水するが、以前よりヘドロは少なくなった。水害予算として、毎年、2000～3000万円組んでおり、占用料の減免申請は行っていないと説明した。

ii) 東我孫子カントリークラブ 渡辺範夫支配人

提出資料「冠水被害による占用料減免申請状況」より、平成20年は、ゲリラ豪雨による冠水被害で、27ホール全ホールクローズが15日間、

27ホール中、9ホールのクローズが16日間あった。このクローズについて茨城県に15日間（茨城県は全ホール数の半分以上をクローズした日を減免の対象）の減免申請を行い、減免額は643,672円であった。千葉県は営業停止期間が連続して1ヶ月以上が条件ということで対象外であった。東我孫子CCにおける茨城県の減免についての問題点は、18ホールのゴルフ場を基準として減免しているため、27分の9ホールのクローズは減免の対象外となることであり、この件について折衝するも未だ解決に至っていないと説明した。また、「2008年度自然災害によるクローズ日数集計」により、利根川水系（バントウ会）の各ゴルフ場のクローズ状況を報告した。

iii) 赤羽ゴルフ倶楽部 松澤淳二支配人

配布資料「占用料の内訳」により、赤羽ゴルフ倶楽部の占用料（東京都及び埼玉県）の説明がなされた。東京都の占用料は、平成11年から17年までは201円70銭であった。18年から19年は163円71銭、20年は162円18銭、マラソン大会等公の行事で休場した場合は休場日数分が還付される。なお、冠水被害による減免は、平成19年に台風による休場が29日間あり、日数分の還付があった。

② 埼玉築堤のその後について

i) 大宮カントリークラブ 小沼達夫支配人

現在、国土交通省による埼玉築堤工事及び緊急河川道路の工事が進められている。この工事は、羽根倉橋から開平橋まで約11キロメートルの区間で、工期は平成17年から24年まで。大宮CCへの影響は、工事幅が60メートルあることによりコースレイアウトの変更を余儀なくされる。なお、工事は本年11月から23年3月までだが、そのうち1年間は36ホールの営業、あと1年間は27ホール営業となる。また、河川の両岸にコースがあり渡し舟を使用してプレーヤーを搬送しているが、この工事に伴う渡船場の移設が必要となる。なお、大宮CCには河川敷には他に例のない電線の敷設があり、この電線利用の許可を得たので将来を見据え、電磁誘導カート導入を検討する。その他、遊休地4万平方メートルの活用を本工事と併せて計画したが、さいたま市の条例のクリアが困難なため断念した。

大宮国際CCについては平成24年からの工事となっているが、国土交通省からの具体的な計画説明は受けていない。

ii) 東我孫子カントリークラブ 渡辺範夫支配人

利根川水系は、江戸川GCと越谷パブリックが今年の11月から堤防の拡幅工事に入った。越谷Pの工事はコースを2分割して実施され、36ホールを18ホールに縮小した営業となる。工事終了後にはコースレイアウトの変更を余儀なくされ、18ホールのゴルフ場にならざるを得ない。

利根川水系の流れは江戸川という支流に分かれるが、平成13年の水害から、国は右岸側の堤防拡幅工事を急いでいる。千葉県側では野田市パブリック、クリアビューCCのコースの間近に工事管理道路を造られた。

(2) 地区における問題・課題の報告

i) 淀川水系 淀川ゴルフ倶楽部 小味渕敦雄社長

- ・淀川水系の占用料は1㎡あたり105円。大阪府は4年毎の見直しが慣例となっていたが、平成8年から変わっていない。しかし、現知事が革新的であるので、財源確保ということで次の節目となる平成24年には見直しが検討されることになる可能性がある。
- ・ゴルフ場の管理問題として、場外飛球防止と事故に繋がる人や車両の場内立ち入りがある。国土交通省としては、水系の6ゴルフ場が対策を練って危険防止に努めてほしいとの要望がある。
- ・場内の樹木問題は、これまでは樹木の高さ制限がなされ、一定の高さ以上となった場合は枝下しの指導があった。しかし、環境にやさしい河川の治水という方向から、制限の緩和がみられる。
- ・淀川水系の河川整備計画が21年3月に策定され、本来、河川以外でもできる公園、運動グラウンド、ゴルフ場等はできるだけ削減する、という文言があった。しかし、利用頻度の高いものの存続についてはその都度考えて行く。また、河川敷において、勝手にグリーン等を作ってプレーする迷惑ゴルフは排除する方針も示されている。
- ・流域委員会の活動が活発になると、ゴルフ場にとって河川管理事務所との関係において、有利に働くケースと槍玉に挙げられるケースもでてくる。

ii) 淀川水系 京阪ゴルフ倶楽部 西村馨支配人

- ・国土交通省の土地である道路脇に高さ6メートル幅100メートルのネット建設を申請し許可してもらった。

その経緯は、ゴルフ場の占用外の道路に駐車していた車があった。危険防止のため再三にわたり移動を促したが駐車は4時間に至り、たまたまその車にボールが当たった。車の持ち主はゴルフ場及びボールを打った当事者に賠償を掛け合ったが、受け入れられなかったため、管理責任はゴルフ場にあるとして国土交通省に訴えたらしく、問題となった。

国土交通省との話し合いの中で、ゴルフ場の中ではなく許可を得た道路脇でなければ危険防止にはならないことを訴え、ティグラウンドから150ヤードから200ヤードの中間地点から100メートルのネットを建てた。現在、ネット部分の占用料を決めるための交渉をしている。なお、この許可が下りた背景には、国交省の緊急避難道路の一部400メートルの占用許可を受けていることがあるのではないかと推測される。

(3) NGK本部からの報告

① ゴルフ関連税制について

大石順一税・労務委員長は配布資料に基づき、次の通り、報告・提案した。平成18年、19年において来場者の増加がみられるが、利用税の数値からみて、非課税の70歳以上が増えたのは明らかである。これを市場活性化の面からどう考えてゆくか。国のやり方としては来場者数が順調なときはゴルフ場利用税を値上げする。しかし、状況が悪くなったとしても下げることはない。そして、利用税が廃止されない仕組みは、都市部の人達が地方でプレーした場合にも支払う利用税が過疎地などには貴重な財源となるからである。

ゴルフ場にかかる固定資産税が改正になったが、河川占用料の評価も固定資産税に影響をうけているはずなので、経営コストという面からも固定資産税への取り組みをみてほしい。

軽油引き取り税は、向こう3年間現状の免税制度が存続されることになったが、現況調査をしたときに制度そのものを理解できてなかったところも多かったように思う。

6) 関連諸団体等の協調事業

(1) ゴルフ市場活性化委員会（GMAC）の活動

昨年に引き続き、ゴルフ市場の活性化に向け、5団体及び有識者が毎月定期的な会合を重ね、「はじめよう、続けよう、もっとゴルフを」をスローガンに、諸々の検討・活動を行っております。

同委員会の目的とするところは「新しくゴルフを始めよう、何時までもゴルフを続けよう、もっとゴルフを」のスローガンの下に、ゴルフ需要の創造・市場活性化策の継続実施によりゴルフ市場の健全な成長の実施を目指すもので、その対策として

① 「始めようゴルフを」=スクランブルゴルフ

- ・ 女性ゴルファーの開拓とゴルフ参加率の向上
- ・ ジュニア層のゴルフへの参加推進と参加率の向上
- ・ ゴルフ無関心層への新しいゴルフの魅力創造によるゴルフへの関心の喚起である。

スクランブルゴルフとは

今までにゴルフを全くしたことがない人、また練習場では1・2回クラブを振ったことがあるという方々を対象にゴルフの楽しさを知り、味わっていただくための提案です。

- i) ゴルフ市場活性化委員会が連携して行うイベントとして「スクランブルゴルフプレースタイルの普及と実施」に取り組んでおります。スクランブルゴルフは、チーム対抗戦で a:全員がティショットを打ち、b:2打目以降はその

中からベストポジションのボールを選び（他のボールは拾い上げる。）全員が同じ場所から打つ、c:グリーンに乗ったボールは、選択したボールの位置から全員がパッティングをするが一人がカップインした時点でホールアウトとなります。初心者でも習いながら、励ましあいながら打つことが出来、高い満足感・達成感が得られます。ただし全員が初心者ですと危険を伴いますので、その場合は一人の経験者を必ず入れること。緑の絨毯でのゴルフもルールやマナーも学びながら感動を味わうことができるプレースタイルです。

ii) ゴルフ未経験の方や初心者コースデビューさせるためのプログラムとして「ピクニックゴルフ」の普及に力を入れました。「ピクニックゴルフ」は、通常ルールと異なり、ホールごとにグリーンのみやアプローチのみをプレーすることで、初心者でも安心してゴルフを体験でき、NGKでは足利CCで実施しゴルフ場の顧客作りに成果を上げています。

② 「つづけようゴルフを」＝ドリームエイジゴルフ大会（個人戦・団体戦）

既存シニアゴルファー層のゴルフ離れの防止のため、JPGSの65歳以上のゴルファーを対象に年齢と歩数に応じたハンディキャップを加算した競技。

③ 「もっとゴルフを」＝経済産業大臣杯 全国チーム対抗戦（別添参照）

既存ミドルゴルファー層のゴルフ飽きの防止と熱中化を目指すもので、普段あまり競技になじまない一般アマチュアの方々によるチーム対抗戦。

④ ゴルフの新たな価値創出によるゴルフの普及～生活習慣病予防対策としてのゴルフがある。その他

⑤ セミナーの開催

ゴルフ市場活性化委員会の主催による第5回目のセミナーが「2015年問題を乗り切ろう～ゴルフを好きから夢中に～」と題し、「第44回ジャパンゴルフフェア2010」初日の2月19日（金）、13時30分から15時30分まで東京ビッグサイト（東京国際展示場）にて開催されました。

今年は、07年に提起した団塊の世代が全て65歳以上になる2015年問題に対するGMAC広報部会山岸勝信委員による基調講演、引き続きパネルディスカッションで、ゴルフを「好き」から「夢中」に対し、ゴルフ場、練習場、ゴルフ用品販売の角度からそれぞれ発言がありました。

セミナーは以下の通り

- | | | |
|----------|----------------------|------|
| 1] 主催者挨拶 | ゴルフ市場活性化委員会 委員長 | 馬場宏之 |
| 2] 来賓挨拶 | 経済産業省商務政策局サービス産業課企画官 | 中内重則 |
| 3] 基調講演 | 「2009年までのゴルフ産業の状況分析」 | |
| | ゴルフ市場活性化委員会 委員 | 山岸勝信 |

4] パネルディスカッション

「～ゴルフを「好き」から「夢中」へ～」

パネラー：(社) 日本ゴルフ場事業協会	手塚 寛
(社) 全日本ゴルフ練習場連盟	横山雅也
(社) 日本ゴルフ用品協会	松尾俊介
コーディネーター：ゴルフ市場活性化委員会 委員	片山哲郎

(2) 日本ゴルフ関連団体協議会＝ゴルフサミット会議

日本ゴルフ関連団体協議会（構成員：当事業協会、(財) 日本ゴルフ協会、(社) 日本パブリックゴルフ場事業協会、(社) ゴルファーの緑化促進協力会及び(社) 日本ゴルフ用品協会の5団体）は、次の事業を実施しました。

① 2010年ゴルフサミット会議（16団体）

ゴルフサミット会議は、毎年新年会当日に開催している。今年は平成22年1月15（金）東京全日空ホテル（東京都港区）で開催され、22年度の活動テーマが検討されました。そのテーマについては下記の通りで、引き続き強力に活動すべきとの確認がなされました。

2010年サミット会議活動テーマ

- i) 環境問題への取り組み
- ii) ゴルフ場利用税撤廃運動の継続
- iii) 国家公務員倫理規程における「ゴルフ」記述の削除
- iv) 楽しくゴルフをプレーしていただくためのキャンペーン活動の提唱

なお、新春特別企画はトークセッション「祝・オリンピック正式競技決定!」。新年会の総参加者数は800名で昨年より150名増加した。

[1] 2010年活動テーマ

◇ 環境問題への取り組み

世界的に緊急の対応が迫られている地球温暖化問題に対し、ゴルフ界を挙げて防止の推進に協力していきます。

ゴルフ場は適切に管理された里山の条件を具備した緑地であるとの視点に立ち、環境保全・生物多様性の保全に一層の寄与を図ります。

ゴルフ場におけるCO2削減の努力やゴルファーへの地球温暖化防止啓発活動に尽力いたします。

◇ ゴルフ場利用税撤廃運動の継続

「ゴルフ場利用税撤廃運動」は、世界に類を見ないスポーツ課税と消費税との理不尽な二重課税に対する反対運動です。ゴルフがオリンピック競技になった機会を捉え、日本ゴルフ関連団体協議会を中心に、関係方面への働きかけを行うなど積極的に取り組む方針です。

◇ 国家公務員倫理規程における「ゴルフ」記述の削除

ゴルフは健全な「スポーツ」であり、あえて名指しで禁止されるような性質のものではありません。今後ともあらゆる機会を捉え、国家公務員

倫理規程から「ゴルフ」の記述が削除されるよう意見活動を行っていきます。

- ◇ 楽しくゴルフをプレーしていただくためのキャンペーン活動の提唱
ゴルフ活性化に向けた取り組みとして開設した Web サイト「気になるゴルフ」の内容にプレイファーストや打球事故防止の啓発などの増設や、「見たくなる・見ると役に立つ」の向上を目指します。

[2] 引き続き、新春特別企画トークセッション「祝・オリンピック正式競技決定！」を、竹内浩共同通信編集委員の司会、水野正人 JOC 副会長、安西孝之 JGA 会長、塚本光男 JOC 選手強化副本部長により開催されました。

(3) NPO 法人 日本ジュニアゴルファー育成協議会（略称 [JGC]）

日本ジュニアゴルファー育成協議会は、当協会のほか JGA、PGA、LPGA 等 10 団体と有識者で設立され、21 年で 6 年を経過しました。

JGC の目的は、世界中の子供たちが、ゴルフを通じて、健康的な豊かな生活が送られるよう、ゴルフの普及活動、指導者養成事業、啓発活動を行い、社会教育の推進及びスポーツの振興に寄与するということです。

その事業内容は、学校・教育委員会等へのスナッグゴルフ体験イベントや夏休みジュニアレッスン会・初心者レッスン会などの普及啓発活動、また、ジュニアの検定制度・検定委員講習会・検定制度事業所認定会、育成指導者セミナーの開催など環境整備を全国各地で精力的に実施しております。

12 月 13 日（日）Hitachi 3 Tours Championship 2009 Junior Summit において、「保護者向けジュニア育成講習会」が開催されました。

講習会の第 1 部では、JGA ジュニア委員会副委員長大鷲俊朗氏が、長年にわたるスイミングスクール経営において子供たちとの交流を通して得た「ジュニア育成」に関する要点を、「みんなで育てようジュニアスポーツ」をテーマに講演されました。

- ・親が加熱しすぎることの注意
- ・子供が楽しくゴルフを行うために、スコア至上主義にならないように
- ・スコアよりもエチケット・マナーを教えてほしい
- ・子供たちの集中は長く続かないので、気長に成長を待つ欲しい
- ・プレーの進行に気をつけるように

第 2 部では、JGGA ジュニア育成委員会委員松尾俊介氏が、「ジュニアクラブの正しい選び方」を中心に、ジュニア期にゴルフを親しむ際の要点を 5 つにまとめて講演されました。

- ・体力に見合ったクラブを選ぶ
- ・小学生には手引きカートを！
- ・フルスイングは体幹ができてから

- ・楽しさが第一
- ・ジュニアの時はいろいろなスポーツをしよう

7) 支部活動

当事業協会の各支部は、支部理事会が中心となって例会、研究会、セミナー等を開催し、会員相互の親睦、交流を図るとともに、支部事業を通じて当事業協会の事業内容の普及・啓発に努めています。

7 むすび

わが国のゴルフ産業は、平成20年度の参加人口950万人（レジャー白書）、ゴルフ場年間利用者数9,079万人（ゴルフ場利用税からのNGK小冊子）、ゴルフ場売上高1兆1,210万円を超えるわが国最大のスポーツ産業となっています。

ゴルフは男女若手プロの活躍、また、2016年オリンピック（リオデジャネイロ）の正式種目に決定されるなど競技性に目が向けられる一方、歩くことが基本のプレースタイルから、高齢化社会が進むわが国において健康維持・増進に寄与し、なお且つ仲間作りのできる楽しめるスポーツという特性も併せ持っています。仕事を離れたプライベートゴルフや親子三代でのプレー、また、熟年夫婦のラウンドなどはその象徴ともいえます。その一方、若い女性の間では“婚活”の一つのツールとして、飲み会よりも健康的で相手の性格もよく分かる「ゴルフコン」が好評のように幅広い年代から支持されています。このように、ゴルフは国民的なスポーツとして社会貢献的な潜在能力を有していますが、ゴルフ市場は大きな転換期を迎えています。バブル経済の崩壊後減少し続けていたゴルフ人口は、2007年をボトムに増加に転じましたが、15歳～64歳のゴルフ対象人口は1995年をピークに連続減少し、団塊の世代が全て65歳以上となる2015年も間近に迫っています。加えて、世界同時不況から立ち直りをみせているとはいえ、わが国経済はデフレ傾向が続き、実感を伴いません。減少し続けていた来場者数も平成17年より反転し、この4年間は微増しているものの、全国のプレー料金は連続して下落し、経営を圧迫している状況です。

しかし、ゴルフ場は地球温暖化防止に役立つだけでなく、人が管理することで自然環境が維持され、生物多様性機能を保つと言われ、環境に貢献できる緑地として意識が変わってきています。また、石川遼プロの活躍はゴルフをしない一般の方までも観戦するという現象が見られ、ゴルフに対する偏見が薄れてきています。今こそ、ゴルフ業界が一丸となり、一層のゴルフ市場の活性化や環境問題に取り組むべきときと考えます。どうか経営者団体としての活動に、会員各位の一層のご尽力とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

8 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、別記の通り
です。

平成22年3月31日

社団法人 日本ゴルフ場事業協会

理事長 島津禮次